

保育士養成課程における施設実習指導に関する一考察

中島 健一朗*

A study about program of trainee in institutional practice in nursery school staff training course.

Ken'ichiro NAKASHIMA *

(要旨)

相模女子大学学芸学部子ども教育学科における、保育士養成課程の施設実習指導について、過去3年間の取り組みを中心に整理し、検討と若干の考察を試みた。「施設実習」と括られるものの、その多様な実習先種別に対応した専門的指導体制が整っていないこと、また、学生の居住地が広範囲であることや、年度によって学生の実習先に関する希望が様々であることなど、現在の実習指導体制における課題を整理した。その上で、今後の実習指導体制充実のため、①実習領域に応じた専門性を有する教員の配置、②実習に関する情報を収集・整理・活用できる専門機能を持った拠点の設置（実習センター）、③組織内における施設実習に対する理解の拡大、の3点を問題提起した。

キーワード：施設実習、専門性、実習指導体制、養護系、障害系

1. はじめに

相模女子大学学芸学部子ども教育学科（以下、本学科）は、2008年4月に開設され、2018年度より10年度目となる。本学科は、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格の3つの資格を取得可能としており、学生たちは、小学校教諭一種免許と幼稚園

教諭一種免許を取得する、いわゆる「幼小組」ⁱ、幼稚園教諭一種免許と保育士資格を取得する、いわゆる「幼保組」、そして前述の3つの資格免許をすべて取得する、いわゆる「三免」に大きく分かれる。

例年、学年在籍者数の約8割が「幼保組」であるため、学生の大多数が保育士資格取得に伴う施設実習を

経験していることから、施設実習は、学科として大きな位置を占める実習の1つであると言える。しかし、施設実習はその対象施設が非常に多岐にわたることや、本学科の各種実習の日程や順序の関係ⁱⁱ等から、十分な学習指導効果を上げているとは言い難い。

そこで本稿では、筆者が本学科に着任した2016年度からの3年間（3年度）を中心に、これまでの施設実習ならびにその指導における課題を整理するとともに、次年度以降の施設実習ならびにその指導と、それを踏まえた保育士養成のあり方について、若干の考察を試みたい。なお保育士養成課程において通例として「施設実習」と表されるものは、正しくは「保育所等を除く児童福祉施設等において行われる保育実習」であるが、本稿では、便宜上「施設実習」と標記する。同様に、「保育所実習」と表されるものは、正しくは「保育所および幼保連携型認定こども園で行われる保育実習」であるが、こちらも便宜上「保育所実習」と標記する。

2. 保育士養成課程における施設実習の位置づけ

指定保育士養成施設（大学、短期大学、専門学校等／以下、養成施設）における現行の保育士養成課程は、2011年度に施行され、現在8年度目を迎えている。その間、様々な法制度改正がなされⁱⁱⁱ、それらを踏まえた今般の保育士養成課程見直しに至った。保育士養成課程等検討会による検討を見ると、「社会的養護に関する内容の充実」として、社会的養護の制度、保育士に求められる倫理や基本姿勢のほか、社会的養護の形態等に関する内容が学習内容として明確に位置づけられた。^{iv}また、「障害児保育に関する内容の充実」として、ソーシャルインクルージョンの視点や合理的配慮、保育所と児童発達支援センター等との連携など、特別な配慮を必要とする児童への支援が位置づけられた。^vこれは、保育士養成課程における社会的養護ならびに障害児保育に関する重要性が、従来に比して明らかに向上したことを示しており、その現場実践の場である施設実習の重要性も、また同様と言える。

本学科の場合、保育士資格取得に必要な3回の実習^{vi}については、1回目の保育所実習である「保育実習Ⅰ（保育所）」が3年次夏休みに、1回目の施設実習である「保育実習Ⅰ（施設）」が3年次年度末（春休み）に、それぞれ設定されている。さらに、「保育実習Ⅰ」を経た選択科目である「保育実習Ⅱ（保育所）」と「保育実習Ⅲ（施設）」が、それぞれ4年次夏休みに設定されて

おり、3～4年次で保育士資格取得に必要な3つの実習が完結する（図1）。^{vii}

本学科に限らず、指定保育士養成施設に入学する学生の多くは、いわゆる保育所保育士をイメージして入学していると思われる。それは例えば学生募集のパンフレット等において、保育所や幼稚園をイメージさせる色使いや文言が多用されていることから想像に難くない。そのため、制度上は、保育実習Ⅰ（保育所）と同（施設）において順序性は問われていないが、本学科と同様に、初回実習を保育所実習とする実習体制を敷いている養成施設が多数派のようである。

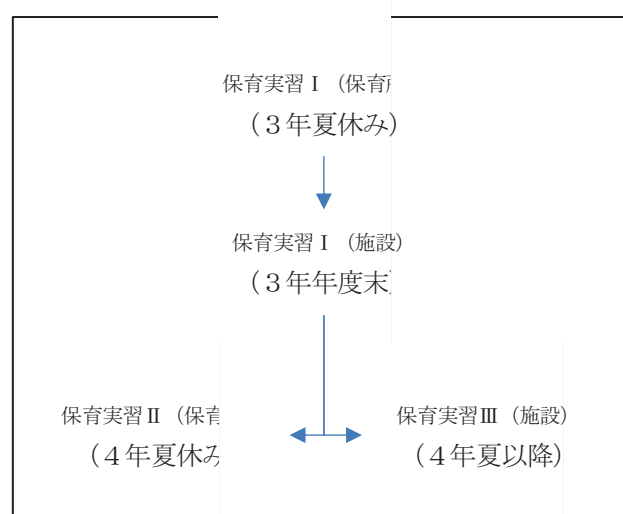


図1. 本学科における実習時期

3. 施設実習体制の現状と課題

ではここで、本学科における施設実習ならびにその指導に関する現状を整理し、問題点を3点、整理しておきたい。

3-1. 実習先種別割合と専門教員による指導体制

施設実習の実習先としては、指定保育士養成施設における保育実習の実施基準（以下、保育実習実施基準）により、保育実習Ⅰ（施設）の対象として、「乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のだぞみの園」が定められている。さらに保育実習Ⅲ（施設）において、「児童厚生施設又は児童発達支援センタ

一その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの」が定められている。

2016年度、保育実習Ⅰ（施設）の事前事後指導科目である「保育実習指導Ⅰ（施設）」においては、実習先施設の種別ごとに、児童養護施設と児童自立支援施設で実習を行う学生を「養護系施設（クラス）」、障害者支援施設と障害児入所施設で実習を行う学生を「障害系施設（同）」、乳児院、母子生活支援施設、児童発達支援センターで実習を行う学生を「母子支援系施設（同）」の3クラス編成とし、それぞれ専門分野の教員が事前事後指導を行ってきた（表1）。一見、専門分野の教員による手厚い指導に繋がっているようだが、課題も少なくない。例えば、実習指導は演習科目であることから、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第6号により、1クラスあたりの学生数が50人以下と定められている。また、上記の定員基準を満たしたとしても、クラスによって学生数に著しい差が生じることは、指導の公平性を考えると望ましいとは言えない。そのため当該年度においては、児童発達支援センターで実習を行う学生について、本来であれば「養護系」配当とすべきところ、やむなく「乳児母子系」配当とした。幸い、乳児母子系を担当した教員が、児童発達

領域にも造詣の深い教員であったため実現したが、最善の体制とはいえない。

この反省を踏まえ、2017年度からは、母子支援系施設も社会的養護の一部であることから、従来の養護系施設クラスに統合し、また、児童発達支援センターを養護系クラスに統合し、新たな「養護系」と「障害系」の2クラス展開で開講している。^{viii} 本学科の1学年定員が100人であり、例年、約8割（約80人）の学生が「幼保組」であることを考えると、2クラス展開であれば1クラスあたり40人となり、定員基準にも抵触しない。しかしこの場合においても、やはり養護系施設と障害系施設の実習先を、それぞれ40人分ずつバランスよく確保する必要があることになりはたらず、偏りが出た場合でも、「一方のクラスが50人、他方のクラスが30人」という構成が限界である。このような偏りが生じた場合、本学科としての内部対応のみならず、受入応諾下さった施設にお断りをする（頂いた実習受入枠をお返す）一方、新たに条件に合致する施設の受入先を探すという外部対応が生じることとなる（表2-1, 2, 3）。

このような諸事情を考慮すると、当初の受入依頼の時点で、施設種別のバランスを十分に検討、考慮した依頼が重要であることが分かる。

	2016年度	%		2017年度	%		2018年度
養護系	30	34%	→	36	49%	→	44
障害系	23	26%		37	51%		27
母子系	35	40%		0	0%		0
	88	100%		73	100%		71

	2016年度	%
乳児母子系	50	57%

表1. 2016-2018年度における施設先種別クラスの配当学生数の推移

2016 ラ	2016 施設種別	2016 施設名称	2016 受入数	2016 系統別人数
養護	児童自立支援施設	横浜家庭学園	1	30
養護	児童養護施設	鎌倉児童ホーム	1	
養護	児童養護施設	子どもの園	1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		1	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		2	
養護	児童養護施設		3	
障害	障害者支援施設		1	23
障害	障害者支援施設		1	
障害	障害者支援施設		2	
障害	障害者支援施設		3	
障害	障害児入所施設		1	
障害	障害児入所施設		1	
障害	障害児入所施設		1	
障害	障害児入所施設		1	
障害	障害児入所施設		2	
障害	障害児入所施設		2	
障害	障害児入所施設		3	
障害	障害児入所施設		4	
乳児母子	児童発達支援センター		1	35
乳児母子	児童発達支援センター		1	
乳児母子	児童発達支援センター		1	
乳児母子	児童発達支援センター		1	
乳児母子	児童発達支援センター		1	
乳児母子	児童発達支援センター		1	
乳児母子	児童発達支援センター		2	
乳児母子	児童発達支援センター		2	
乳児母子	児童発達支援センター		2	
乳児母子	児童発達支援センター		3	
乳児母子	乳児院		1	
乳児母子	乳児院		1	
乳児母子	乳児院		1	
乳児母子	乳児院		1	
乳児母子	乳児院		2	
乳児母子	乳児院		2	
乳児母子	母子生活支援施設		2	
乳児母子	母子生活支援施設	クローンビル相模原	3	
乳児母子	母子生活支援施設	母子生活支援施設かわた	3	
乳児母子	母子生活支援施設	白百合パークハイム	4	
			88	88

2017 施設種別	2017 施設名称	2017 受入数
児童自立支援施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		1
児童養護施設		2
児童養護施設		2
児童養護施設		2
児童養護施設		2
児童養護施設		2
児童養護施設		2
児童養護施設		2
児童養護施設		3
乳児院		1
乳児院		3
母子生活支援施設		1
母子生活支援施設		1
母子生活支援施設		1
母子生活支援施設		2
障害児入所施設		2
障害児入所施設		6
児童発達支援事業所		1
児童発達支援事業所		2
児童発達支援事業所		2
児童発達支援センター		1
児童発達支援センター		1
児童発達支援センター		1
児童発達支援センター		1
児童発達支援センター		2
児童発達支援センター		3
障害児支援施設		1
障害児入所施設		2
障害児入所施設		2
障害児入所施設		2
障害児入所施設		2
障害者支援施設		1
障害者支援施設		1
障害者支援施設		2
障害者支援施設		2
		73

3-2. 学生の居住地ならびに交通事情

2016年度においては、すでに前任者の教員によって、保育実習Ⅰ（施設）の実習先配当が行われていた。その方法は、学生の居住地、実習を希望する施設種別等に関する調査（希望調査）を行うとともに、同時期に、本学科がこれまで実習受入を依頼してきた施設に受入を打診し、応諾受入を頂いた施設と、学生の希望をマッチングするという方法であった。

この方法は、特定の施設に例年依頼することにより、施設側も本学科からの実習生受入体制があり、本学科としても指導内容等を十分に把握できている施設に実習生を送ることができる点がメリットであった。また、養護系、障害系、乳児母子系という3クラス展開であったため、学生数（実習先種別）の偏りが出たとしても、1クラスあたり50人以下の枠内に収めることも比較的容易であった。一方、必ずしも全ての学生が希望通りの実習先種別で実習できるとは限らず、学生間の不公平感の一因ともなった。また、応諾頂いた施設に地域的な偏りが出たにより、極めて長時間の通勤となる学生が出るなど、デメリットも生じていた。

そのため2017年度からは、学生の居住地等の情報と希望する施設種別等に関する調査を行い、当該学生の居住地から至便であり、かつ学生の希望に極力沿う実習先種別の施設に受入依頼を行った。その上で、応諾頂いた施設の情報を整理した後、①通勤による負担（距離・時間・費用）が過重でないこと、②学生の希望する実習先種別に合致もしくは近い領域であること、等を考慮し、実習先施設の配当を実施することとした。特に、居住地に至便な場所に実習受入施設が存在しない学生については、宿泊型で実習を行う施設に配当を行った。これにより、学生の実習時の通勤負担は軽減され、また偏りも幾分解消された。

本学は交通至便な都市部に所在するため、その地域特性上、学生の居住地はかなりの広範囲に及ぶ。しかも年度によって（学年によって）、居住地域はまちまちであることから、特定の地域の施設に固定的に実習受入依頼を行った場合、前述のような遠距離通勤による実習生が生じやすい懸念がある。そのため、毎年、実習を実施する前年度中に前述の調査を行った上で実習受入を依頼することが重要となる。しかし、そのために実習依頼する施設が定まらないということは、施設における実習指導の質の担保という問題から見れば、後退と言わざるを得ない。

図2および3において、2017年度および2018年度における「保育実習Ⅰ（施設）」の履修学生（2018年度

においては履修予定学生）の居住地を、その最寄駅を基準として示す^{ix}。

2017年度においては、小田急電鉄、特に小田原線沿線に居住する学生と、JR横浜線沿線に居住する学生が、比較的多数と見受けられる。そのため、相模大野駅を中心とした「北東－南西」方向の沿線と、町田駅を中心とした「北西－南東」方向の沿線を重点として受入依頼を行った結果、1時間以内の通勤時間で全学生の実習先配当を行うことができた。一方、2018年度においては、小田急電鉄小田原線沿線に居住する学生は前年度と比べ減少しており、代わりに小田急電鉄江ノ島線の「南北」方向の沿線と、JR東海道本線および小田急線が乗り入れる藤沢駅から小田原駅の「東西」方向の沿線に居住する学生が増加している。そのため前年度と比べ、神奈川県南部から南西部の地域に所在する施設への実習受入依頼を増やすことが必要となった。本学近隣（おおむね相模原市南区および同中央区）に居住する学生が、例年、一定程度入学することから、本学近隣地域の実習先施設に継続的に実習受入を依頼する一方、年度によって、学生の居住地等の情報を精査した上で、追加で実習受入を多方面の施設に依頼する必要がある、安定的な実習先確保の点に課題が残る。

3-3. 学生の希望とのマッチングに関する問題

保育所保育士をイメージして入学する学生が多数を占める中、福祉施設（児童福祉施設、障害児者福祉施設）に対する正しい知識と理解を有している学生は少ない。障害児者福祉の領域においては、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる障害者総合支援法）への改正、児童福祉法の改正等により、障害児を対象とした福祉サービスの体系再編が行われたことから、初学者にとっては極めて複雑かつ理解が難しい内容となっている。一方、連日のように報道される児童虐待事件や、時にセンセーショナルに報じられる未成年による凶悪犯罪に関する報道の中で、児童養護施設や乳児院、児童自立支援施設、児童相談所といった社会的養護関連の施設名称に触れることは多い。そのため、施設実習に関する希望調査を行うと、例年、養護系への希望が障害系への希望を上回る傾向にあり、関心の高さをうかがわせる。しかし、その理解は必ずしも正しいとは言えず、暗澹たるイメージを持っていることも少なくない。このような状況に鑑みると、初学者の学生たちにとって、「希望通りの実習先に配属される」ことが、果たして最善かという問題がある。



図2 2017年度「保育実習Ⅰ（施設）」における学生の大まかな居住地（最寄駅）



図3 2018年度「保育実習Ⅰ（施設）」における学生の大まかな居住地（最寄駅）

松藤ら（2018）は、施設実習において、学生が希望通りの施設および施設種別で実習ができたことにより、学びや体験の中身に差異が生じるか検討している。同研究では、施設実習の実習先配当において、学生へ希望調査を行い、それを踏まえて実習先施設を確保した

後、再度希望調査を行い、学生を配当している。当初の第1希望の実習先および実習先種別での実習とならなかった学生もいる中で、実習を終えた学生の9割以上が、「希望通りの体験が得られた」と満足（納得）している。このことから、「実習先施設および施設種別

の希望（第1希望）が叶うか」ということよりも、個別面談等において、実習前にいかに学生自身の納得を引き出しておくか、また、施設に対する正しい理解に繋げておくかが肝要と考えられる。

特に本学科が所在する相模原市では、2015年12月、児童相談所による一時保護所入所児童への不適切な身体検査や、翌2016年3月には、児童相談所に保護を求めている中学生を「放置」し、結果的に死に至らせた事件などが明るみに出た。また2016年7月に起きた「津久井やまゆり園事件」は、記憶に新しいところである。これらの事件によって、社会的養護あるいは障害児者福祉の一側面にのみ注目が集まり、その理解の元に実習先を考える学生がいると考えれば、少なくとも初回の施設実習については、指導者側が学生の資質等を考慮した上で、適切と考えられる実習先に配属することが妥当と考えられよう。

4. まとめに代えて

上記を踏まえ、本学科での施設実習指導を踏まえた、養成施設における実習指導体制について、3点試論を提示しておきたい。

第一は、「施設実習における専門教員による指導体制の必要性」である。現在、指定保育士養成施設指定基準について（以下、指定基準）ならびに保育実習実施基準においては、実習指導にあたる教員について、それぞれ「教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められた者であること。」^{*}、「指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させること（以下略）」^{xi}と定められているのみである。施設実習の実習先が極めて多岐にわたり、その事前事後指導において必要とされる指導および教授内容も同様であることに照らせば、「条件の甘さ」を否定することはできない。制度上、社会福祉施設における現場経験を有しない教員のみで指導にあたることや、実習指導担当教員（含、非常勤）が、実習先施設のうち一部の領域しか、その専門性上カバーできていないと思われる体制であっても適法となる。少なくとも、養成課程の中に「養護系」と「障害系」をそれぞれ専門とする実習指導担当教員が在籍することを、指定基準ならびに保育実習実施基準の中で求めるべきであろう。この点については、社会福祉士養成において、社会福祉に関する科目を定める省令で定められた「実習演習担当教員」制度が、担当教員の一定の質保証制度として

参考となるため、保育士養成課程での同様の制度の必要性という観点から、別稿にて述べたい。

第二は、多様な施設に関する情報を収集・整理・活用するため、「施設実習に関する専門知識技能を有する職員を配置した拠点組織の必要性」である。前項と同様、指定基準ならびに保育実習実施基準に照らすと、「事務執行に必要な職員をもって組織すること」や事務室の整備が求められている^{xii}。筆者の経験上、「実習指導室」や「実習センター」といった拠点組織が設置され、専門の職員が配置されているケースが少なくないが、配置する人材についての細かな要件等は定められていない。そのため、単なる事務室としての機能しか有しないケースもあれば、実習に関する情報の収集・整理・活用、ならびに学生への補助的な指導にも対応するケースまで、様々と思われる。加えて、前項で述べた施設実習の「多様性」ゆえに、拠点組織が担う業務が、ややもすると保育所実習を中心としたものとなり、施設実習が等閑にされる一面も否定できないことから、拠点組織について、施設実習に関する専門性を有した職員の配置などの条件（資格要件）について検討を加えることが必要であろう。

第三は、「組織内における施設（実習）に対する理解向上の必要性」である。現状、施設実習ならびに保育実習の巡回指導については、巡回指導を行っているすべての者が当該指定保育士養成施設の教員であることが求められているが、巡回対象となる保育所や施設に対する理解度には、大きな差があると思われる。特に保育所については、教員自身やその家族での利用経験があることが多いが、施設実習の対象となる児童福祉施設および障害児者施設となると、その利用経験は、保育所に比して少ないと思われる。加えて、対象となる施設が多岐にわたることから、巡回訪問を担当する度に、訪問先施設の種別が変わることも多く、理解が進まない一因になっていると思われる。養成施設内（多くの場合学部内、学科内）において、施設実習に対する「広い理解」を進めることが、施設実習に臨む学生への巡回指導時の適切な指導に繋がるほか、施設実習に関する専門的指導体制や、拠点組織整備についてコンセンサスを得ることに繋がると考えられる。

以上、本学科における取り組みをもとに、施設実習指導体制について検討、考察を加えた。実習指導については、今般の養成課程改正において「実習および実習指導の充実化」として重点とされているが、筆者としては、やはり「保育実習」と「施設実習」という二分化された実習（指導）ゆえに、さらに細分化される施設

実習については、最終的な施設種別に対応した指導内容や、その質を保证する人材の配置等を考えると、等閑の感を禁じ得ない。今後の施設実習（指導）の充実化に向けて、まとめに代えて提示した3点を中心に、別稿にて述べる事としたい。

【参考文献】

「学生の自己成長感を保障する保育実習指導のあり方—平成26年度調査報告から」、保育士養成協議会、保育士養成協議会専門委員会平成26年度課題研究報告、2015.

「施設実習における学びと体験に影響を与える要因」松藤光生、浦恭子、中村学園大学発達支援センター研究紀要、9、pp. 77-83、2018.

「児童家庭福祉の動向と課題」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、平成29年4月25日児童相談所長研修資料、2017.

「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）報告書」、厚生労働省保育士養成課程等検討会、2017.

ⁱ 「幼小組」等の名称は公式なものではないが、学生の履修状況等から通俗的に用いられている。また、本学科はコース制を敷いていないため、例えば「幼保組」であった学生が「三免」に転ずることも理論上は可能。なお、履修状況等に鑑み、1つの資格免許のみ取得して卒業する場合もある。

ⁱⁱ 保育所実習終了から施設実習指導まで間もないため、学生の準備性に課題が残る。加えて幼稚園教育実習（約4週間）が施設実習指導の履修期間中に行われ、その間、大半の学生が不在となることから、学習効果の低下を問題視している。

ⁱⁱⁱ 児童福祉法を見ても、児童相談所長による親権代行、親権停止措置等に関する改正が2011年に、また、児童虐待対応（発生予防から自立支援）とそのための関係機関連携強化に関する改正が2016年になされている。

^{iv} 旧来の「社会的養護」および「社会的養護内容」をそれぞれ整理した、「社会的養護Ⅰ」および「社会的養護Ⅱ」の教授内容として挙げられている。

^v 「障害児保育」において前注と同様。

^{vi} 2018年度までの課程において、本学科では、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準（以下、運営基準）で定められた名称と、本学科独自の科目名称に相違が生じていたことから、2019年度からの新課程に

おいては、運営基準に沿った科目名称としている。なお本稿でも混乱を避けるために、新課程運営基準の表記としている。

^{vii} 保育士資格取得を目指す学生の大半は、幼稚園教諭一種免許状の同時取得を目指しているため、さらに3年次秋学期（10～11月頃）に設定されている「幼稚園教育実習」が加わる。

^{viii} 本稿では触れていないが、「保育実習指導Ⅲ（施設）」については、例年20名弱の選択希望者数で推移していることから、複数クラス編成の必要性はなく、また内容も各学生の実習先種別に応じて準個別指導の形を採ることができている。

^{ix} プライバシー保護の観点から、学生の居住地最寄駅を基準にプロットした。当該地域に居住する学生が極めて少数な地域については、当該学生を特定しうる可能性に鑑みプロットから除外した。なお、個人が特定されない形での実習に関する情報利用については学生の許諾を得ている。

^x 指定保育士養成施設指定基準第2の4「教職員組織及び教員の資格等」の（2）イ

^{xi} 保育実習実施基準第3「実習施設の選定等」の3

^{xii} 指定保育士養成施設指定基準第2「指定基準」の4および同第6「施設設備」の（2）